

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和3年5月28日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和3年5月28日(金) 午前11時00分～午後0時04分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 森 美和子
副 部 会 長 鈴木 達夫
部 会 員 中島 雅代 森 英之 岡本 公秀
伊藤 彦太郎 服部 孝規
会 長 中崎 孝彦
副 会 長 尾崎 邦洋
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 渡邊 靖文 議事調査課長 大泉 明彦
新山 さおり 大川 真梨子
- 6 案 件
1. 第66回検討部会の確認事項について
(1) オンライン会議の実施について(検討課題48)
2. 議会改革白書2021への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) オンライン会議の実施について(検討課題48)
(2) 議会の情報化について(検討課題36)
(3) タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
(4) 今後の検討課題への取組について
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前11時00分 開 会

○部会長（森 美和子君） ただいまから議会改革推進会議検討部会を始めさせていただきます。

それでは、第66回の検討部会の確認事項についてですが、1番のオンライン会議の実施について、大川さんより説明をお願いします。

○議会議務局員（大川真梨子君） では、資料（1）のオンライン会議の実施についてのカルテをご覧ください。

こちらの対応内容のところに、3月2日の検討部会から裏側に移りまして3月31日の広聴広報委員会まで、ちょっと経過を書かせていただいておりますので、こちらのほうを見ていただきながら確認していただければと思います。

まず、3月2日の第65回検討部会においてですが、オンライン会議を開催する場合は、委員全員が自宅から参加することとする。開催の決定者は、招集権者（委員長等）とする。会議は原則公開する。傍聴対応、インターネット配信の放送範囲拡大の検討が必要。次に、非公開会議及び秘密会はオンライン会議の対象から除外することとする。採決は行わないこととするということを確認していただきました。

続きまして裏側なんですけど、3月18日の第66回検討部会におきまして、会議は状況により一部の議員のみが自宅から参加することも可とする。危機管理対策本部は、非公開会議であってもオンラインにより開催できることとする。会議は自由討議までとし、討論・採決は通常会議で行うこととする。傍聴対応については、タブレットに映し出された会議の様子をライブ配信システムを活用して放映することとする。傍聴対応として、議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することとする。こちら執行部了承済み、広聴広報委員会で確認が必要ということになりました。

続きまして、3月23日の全員協議会におきまして、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難な場合にはオンライン会議を開催できるよう、委員会条例の一部を改正することについて協議し、令和3年3月定例会に議会運営委員会提出議案として提出することを確認していただきました。

続きまして、3月26日の本会議におきまして、委員会条例の一部改正について全会一致で可決いたしました。

最後、3月31日の広聴広報委員会におきまして、傍聴対応として議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することを決定していただきました。

説明は以上です。

○部会長（森 美和子君） この内容について何か確認することがあればどうぞ。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） では、2番目の議会改革白書2021への掲載内容の確認について、引き続き大川さんからどうぞ。

○議会議務局員（大川真梨子君） 資料2をご覧ください。

各種委員会・会議の決定事項でございますが、まず（1）広聴広報委員会ですが、3月31日に常任委員会のインターネット配信について、定例会中の常任委員会におけるインターネット配信について、これまでは議案の審査もしくは請願の審査までとしていしましたが、6月定例会から提出資料の説

明及び一般質問も含め、委員会終了まで配信範囲を拡大することとしました。

続きまして、(2)危機管理対策本部でございますが、3月26日に新型コロナウイルス感染症対策関係で、所管事務調査における意見交換については、市内の市民団体との意見交換は可能とするとしていただきました。

4月26日、こちらも新型コロナウイルス感染症対策関係で、各種会議の開催については、やむを得ない場合を除き開催しない。令和3年5月の所管事務事業概要説明に関しては延期するとしていただきました。

説明は以上です。

○部会長（森 美和子君） 白書への掲載内容についての確認ですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） それでは、3番の議題に入らせていただきたいと思います。

1点目のオンライン会議の実施についてですが、課長のほうから説明をお願いします。

大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） それでは、関連するオンライン会議の実施について、関連する要綱の制定、規程の改正、内規、申合せの改正につきましてご説明申し上げます。

資料は、3-1. 亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱をご覧ください。

3月定例会において市議会委員会条例の一部改正があり、その第15条の2第4項で、オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は議長が別に定めると定められました。さらに、検討部会の確認事項、先ほどもございましたところですが、その確認内容等々を含め、この要綱に取りまとめて制定をさせていただきたいと考えるものでございます。

要綱についてご説明申し上げます。

第1条の趣旨については、先ほど申したとおり条例に基づき定めるものという内容でございます。

第2条につきましては、開催の決定等について定めております。

まず、第1項で、オンライン委員会を開催する必要があると認めるときは、必要に応じて副委員長の意見を聞き、その開催を決定したときは、直ちに所属委員に通知するものとする。第2項で、オンライン出席を希望する場合は、オンライン出席申請書を委員長に提出すること。第3項では、認められたときはオンライン出席許可書を交付すること。第4項では、オンライン出席の申請許可につきまして、緊急の必要がある場合は、電話連絡により行うことができることを明記してございます。

第3条でございますが、オンライン出席をする委員の責務について規定しております。まず第1号ですが、情報セキュリティ対策を適切に講じること。第2号で、オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を立ち入らせないこと。第3号で、委員会に関係のない映像及び音声が入り込まないようにすることを定め、第2項では、開会予定時刻の30分前までに議会事務局との間で通信環境が良好に保たれていることを確認すること。そして、第3項では、オンライン出席に必要な経費、通信費になろうかと思いますが、これにつきましてはオンライン出席委員の負担とするということを決めました。

続いて、第4条では、オンライン出席の認定について定めております。委員長がオンライン出席委員の映像及び音声であると認めたときに限って、オンライン出席をしたものと認めることといたします。

続いて、第5条は、オンライン委員会の議事について規定しております。オンライン委員会では次の議事は行わないとし、第1号で、付託を受けた議案に対する討論及び表決、第2号で、付託を受けた請願に対する表決、こちら辺は確認事項のところに基づいて規定しておるところかと考えます。

第6条、表決の方法でございます。表決異議の有無についてですけれども、委員長がオンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に諮り、かつ、その発言により認定すると規定し、次の項に移りますが、委員長は、挙手による表決を諮ろうとするときは、オンライン出席委員について1人ずつ挙手及び発言により可否を確認した後に、委員会室に出席している委員について挙手により可否を確認し、それぞれの可否を合算して多少を認定するものとするとして規定しました。

続いて、第7条ですが、秩序保持に関する措置です。オンライン出席委員が条例第22条第2項の規定に該当するときは、委員長は、当該オンライン出席委員に対し、回線の遮断により映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができると規定いたしました。

最後、第8条、議事の公開でございますが、オンライン委員会の議事は、インターネット上で動画を配信することにより公開するものとするとして定めました。

続きまして、その後、オンライン出席を申請する場合の出席の申請いただく用紙及び出席が許可されたときの許可書、様式第1号・2号として定めてございまして、これを活用してまいりたいというふうに考えます。

この委員会の要綱に定めたことですが、これを各それぞれの規定で定めております。亀山市議会全員協議会規程、亀山市議会正副委員長会議規程、亀山市議会常任委員会協議会規程、亀山市議会議会改革推進会議規程、亀山市議会広聴広報委員会規程、これに適用させてまいりたいと思います。委員会を基本として、皆のその会議がそれに倣うというふうな形を考えております。その規程の改正が、続いての3-2の資料になります。

先ほど1つずつ会議の名称を言いましたが、規程を一括で改正させていただきます。亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程でございます。

第1条 亀山市議会全員協議会規程の一部を次のように改正する。改正後のほうをご覧いただきたいのですが、第4条の第3項に追記しますが、全員協議会の会議は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から、全員協議会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法により行うことができる。オンラインにより行うことができるという規定を追記いたしました。

さらにでございますけれども、その運営については、亀山市議会委員会の例によるものとして、委員会の先ほど申したとおり例に倣うこととし、さらに全員協議会には政策検討部会が設置されておりますので、政策検討部会にもオンライン会議の開催ができるよう同様にするために、第7条の第8項で規定を追記しております。

第4条第3項及び第4項の規定、先ほど先に説明申し上げた追記する規定の部分ですが、部会の会議について準用する。この場合において、同条第3項中「全員協議会」とあるのは「第7条第1項に規定する部会」つまりが政策検討部会ですが、政策検討部会と読み替えるものとするという形でオンライン会議ができるような規定を追記させていただいております。

以降、正副委員長会議規程等、同じような形になりますが、それぞれ規程の中にオンライン会議ができる規定を加えるというふうなものでございます。特に、少し説明をさせていただきたいのが、第

4条に、亀山市議会議会改革推進会議規程の改正を加えておりますが、この会議には検討部会が設置されておりますので、先ほど説明申し上げました全員協議会と同じように、検討部会にもオンライン会議ができるよう規定を加えておるところでございます。

さらに、あと2件ございまして、資料3-3と3-4でございます。

亀山市議会予算決算委員会内規及び災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申合せでございます。

この中で、予算決算委員会内規では、分科会の開催についての規定がございますが、この分科会についても同じようにオンライン分科会を開催するために、朱文字で示してございますが、第7条を追記いたしております。

分科会の会議でございます。分科会の会議につきまして、これまでの規定では、誰が招集し主宰するということら辺の規定が少し不明瞭な部分がございますもので、主宰者のところの規定から加えております。

第7条、分科会の会議は、会長が招集し、主宰する。

第2項、分科会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第3項、会長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4項、ここからがオンラインの規定になります。分科会の会議は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から、会議の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により行うことができる。

第5項、前項の規定により行う会議の運営については、亀山市議会委員会の例による。委員会の例により、こちらの会議についても行おうとするものです。

さらに、第9条で1つ加えさせていただいておりますのが、理事会の会議の公開についての取扱いですが、理事会については非公開ですので、今回の改正に併せて、第9条第7項で、理事会の会議は非公開とするという1項を加えております。

次に、資料3-4の災害対策本部関係のものになるのですが、こちらについても検討部会の確認でございましたが、議会対策本部会議について、オンラインですのために1項加えております。1枚目の3に朱文字で示した部分ですが、会議開催方法の特例でございます。

改正文については、ほぼ会議の名称が違うだけで同じようなことでございます。(1)で議会対策本部の会議は、同じ内容で、オンライン会議が開催できるという規定をここに設けております。

さらに(2)で、オンライン会議を行う会議の場合は市議会委員会の例によるというふうに定めませんが、その次が今までのと少し違います。この本部会議は公開をいたしませんので、ここで、ただし議事は公開しない、委員会は公開することとなっておりますので、この対策本部会議のものは非公開ですので、ここで議事は公開しないと明記する改正を行いたいと考えました。

繰り返しになりますが、委員会を基本として、全ての会議について、その例に倣いオンライン会議ができるような改正とさせていただいたところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○部会長（森 美和子君） オンライン会議の条例を定めたことによって、要綱等の整理をさせていただきました。資料3、1から4について何か質問等ありましたらおっしゃってください。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） この委員会の運営に関する、これは基本になるんで、この中で第5条で、次の議事は行わないということで表決はやらないということが明記をされていると。6条で、議案に対するものはしないけれども問題についてのものは表決をするとなっておるわけですけども、そういう理解でいいんだよね。

気になったのは、例えば先議のような、要するにその日のうちに採決をしてというような議案の場合に、これでいくと、例えば委員会で付託をされても委員会では表決をしないということになってしまいうわけですけども、そうすると、もう結局、専決処分を議会として認める形になるんやけど、それでいいのかなあという気がする。だから、何らかの形で、そういう緊急性のあるものに関しては、こういう第5条の規定はあるけれども例外的に表決を行うというふうにするのか何かをしないと、議会として表決ができない規定になるので、その辺がどうなのかなあというのがちょっと疑問になるんですけど。

○部会長（森 美和子君） 重要な視点だと思いますけど、何かその点についてご意見をいただきたいと思いますが。今のままでは後になってしまいますもんね。先議する意味がなくなってきてしまいます。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 多分その先議とかの場合は、その前に多分本会議みたいなものがあったって、その本会議で既にもう参集しておるといような前提があったりするんかなというのがあったのかなというふうに考えるのがあるので、ただ、それ以外にも、これは表決せなあかんやろうという場面というのは絶対出てくると思うので、そういう場合のケースでは表決してもいいというような仕組みはつくっておかなあかんのやろうなどは、お話を聞いておって僕は思いました、やっぱり何らかの形で、確かに。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 服部委員が言われる特に先議で、例えば人勸で期末手当が上がる下がる、そうすると基準日までにせんならん。よくあるのが、12月1日が基準日やで11月の末の開会日にするというケースがあります。今、この議案の採決はしない、通常会議が行われるようになった時点でやるというふうなことで規定しておるわけなんですけど、その開会日と12月1日の間に当然3日から1週間ぐらひはあるとは思んですけども、その間で通常会議が開ければいいわけですけども、開けない場合は確かに問題があります。それは、通常閉会日の採決であっても、例えば会期の延長という手はございますけれども、これが3月議会の最終予算、3月末までに委員会が開けやんだら、同じようなことになってこようかなとは思います。

ですので、緊急の場合は可能とするためには、その採決をどうやってするか、確認をするか、そこをもう一度また事務局で検討して、また改めて提案をさせていただきたいと思います。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 一番危惧するのは、議会が自ら市長に専決をしてくださいというような内容になってしまうのは、議会がつくるものとしてまずやると、議会が自分の権限をしません、使いませんと言うておるようなものになるんで、そこはやっぱりできる限り議会としての権限を使えるよう

な中身にしたほうがいいのかなどというふうには思います。

○部会長（森 美和子君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） 先ほど事務局長が申し上げたとおりですが、少しその表決の部分を検討し、この規定について見直しをかけて、改めてお示しをさせていただきます。

○部会長（森 美和子君） 重要な視点だと思いますので、改めてまた検討させていただきたいと思います。

あとほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） ちょっとささいな話なんですけれども、各種会議の規程とかいろいろある中で、個々に変更せなあかん部分を見せていただきましたけれども、多分、内規すらないと思うんですけれども、たしか、特別委員会自体の協議会が設置できるのかどうかというのがちょっとよく分からんですけれど、ただ基本条例上、委員会協議会というような扱いでしかなくて、別に委員会協議会というのは常任委員会も特別委員会も関係なかったかなとか思ったもので、その特別委員会の協議会というのがもし起こり得るんやったら、その内規自体がないと思うのであれですけれども、その委員会の例に倣うみたいな扱いでええのかどうかという、ちょっとその辺がどうなのかなどふと思ったもので。

○部会長（森 美和子君） 一応、緊急性のあるもの以外はやらないということなので、この委員会の要綱なんかは本会議の委員会になりますので、そこはやっぱり外せないというところから、だから委員会協議会についても緊急性のあるもの以外は、今もそうですけど、去年か、やめたという例もありますので、そういったことを基本としてやるのかなというふうに思っていますけど。だから、特別委員会も一緒なのかなと。

渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 常任委員会の場合は、委員会は定例会中しか開催することができず、それ以外は協議会として今は開催しています。例外として所管事務調査は継続調査の申出を諮っていますので、定例会以外のときでも委員会ですべてやっています。特別委員会に関しましては、設置時に継続調査の申出を諮っていますので、定例会関係なく常に委員会として開催されますので、通常なら、あえて協議会にせず、常に委員会として開催すると思っております。

○部会長（森 美和子君） いいですか。

ほかに。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） オンライン関係ですのでここで。オンライン会議の議論というか運用から始まって、定例会中の委員会のインターネット配信についても広聴広報委員会で議論した結果、それはよろしいであろうと、可であろうという結論を出したんですけれども、私も広聴広報委員会の委員の一人として少し意見を申し上げたけれども、それが生きているのか確認をしたい。

当然、広聴広報委員会としては、市民に分かりやすく、質問、答弁も明確なことを市民に伝えたいという意味から、やはり資料の説明、あるいはそれに対する質問、あるいは一般質問が、ひょっとしていろいろ時間的にも長時間になるし、あるいは発言者が特定をされたり、あるいは資料説明後あたりにいきますと細かな数字を出せ、あるいは持ち合わせていない、そういう少し市民には分かりづら

い、あるいはその会議のどたばたさが映ってしまうということも、広聴広報委員の一人としては危惧をする。そういう意味では、オンラインが資料説明、あるいは一般質問を映すということと併せて、質問の時間とか、あるいは回数とか、あるいは事前口頭通告とか、こういうこともぜひ議運の中で整理してくれないかと。6月から早速これが運用になるんですけれども、6月とは言わず、広聴広報委員長がお伝えをさせていただいたと思いますが、ぜひその辺の整理もしていただきたいと言いましたが、それはまだ生きているんでしょうかと、議論されているかどうかの確認、されているかどうか。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 先ほどのまず執行部側のほうのお話ですけれども、今までこの委員会のインターネット配信を議案質疑までにとどめておったというのは、今まさに鈴木副部長が言われたとおりでございまして、議案に関しては執行部が提案した議案ですから、基本どんな質問が出ても全て答えられるというのが大前提でございまして。ただ、一般質問等になってきますと、かなり詳細な部分まで突然質問が来るわけですので、その辺の準備がどうなんだというふうな部分もあって、してこなかったのが現状でございまして。

予算決算に関しましては、そういった資料の持ち合わせがないとか、そういうのを未然に防ぐために、項目だけでも通告を取れば答弁は後ほどというのが減るだろうということで、今、項目だけの通告を出して、基本聞き取りはありませんけれども、それで執行部は資料を持ってきて入ってきておるという状況でございまして。ただ、予算決算に関しては、範囲が膨大な範囲ですので、そういう形を取っております。ただ、通常の定例会の委員会の場合、当然執行部も放映されるという大前提がございまして、関連する資料等は各部長、課長が自分の判断で持ってきていただけるものということで、議会からはそういうお願いをするにとどめるしか、執行部に関しては方法がないのかなというふうに思っています。

それと、今その回数とか質問回数をどうするのか、時間をどうするのかについては、委員長のご判断も当然入ってこようかと思っておりますけれども、一度、何でしたら正副委員長会議を開催するか、議運で検討するか、一度議長ともご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

森委員。

○部会員（森 英之君） 基本的な確認なんですけれども、このオンライン委員会の運営に関する要綱の第2条第2項の、オンラインによる出席を希望するときは委員長に申請書を提出するとなっておりますが、状況によっては申請書もこちらへ出しに来られる状況にないことも想定されるんじゃないかというふうに思うんです。ちょっとそこは意識しておかないかなというふうに思うんですが、これはどうでしょうかね。

○部会長（森 美和子君） これは第4項のところに、緊急の必要がある場合は電話連絡により行うことも可能だと。

森委員。

○部会員（森 英之君） 分かりました。ありがとうございます。

○部会長（森 美和子君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） まさにそのとおりでございましてけれども、ファクス、メール等々で

時間的な緊迫感があると、どうしても漏れるという危険性がございますので、電話連絡というふうな限定した形での規定にさせていただいてございますので、ちょっと説明を加えさせていただきました。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） もう一点、これは予算決算委員会の内規のところ、第9条に新たに理事会の会議は非公開とするというのが入ったんですけども、理事会の会議自体は非公開にしなければならないような性格の会議ではないと私は思うんですよ。だから、これをあえて非公開とするというふうな理由、例えばこれを公開にするとこのオンラインの対象になってくるから、それを外すためにこうするということなのか、その辺の非公開とするという意味をお聞きしたいなど。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 予算決算委員会理事会自体、今現在も非公開扱いをしております。その根拠といたしましては、当然本会議、委員会は公開ですけども、それ以外に会議規則の中で正式な協議の場というものを規定しております。別表に書かれておるわけなんです、その中に、例えば全協であれば全協と政策検討部会、推進会議であれば推進会議と検討部会、あと、常任委員会協議会、正副委員委員長会議、そういった形で全部規定をしておりますが、今現在そこに入っていないのが、代表者会議と危機管理対策本部と、この予算決算委員会理事会でございます。会議規則の中で分科会を委員会に設置できるという規定はありますが、理事会はうちが独自につくった組織ということが1つ。それと、今の理事会の運用ですと、一番多いのが9月、3月の予算決算審査が終わった後で意見をつけるに当たっての協議、これはその委員会中に暫時休憩中に別室でやるというふうなことで、なかなか公開できる、あくまで意見の調整、下打合せということですので、あくまで内部会議という扱いで今まで来ております。ですので、もし公開とするのであれば、その予算決算委員会理事会というものをまず会議規則に正式な会議として位置づけてからでないと、難しいのかなという判断で、ただ、この内規に理事会が非公開ということがこれまでなかったんです。よく非公開の場合ですとどこに根拠があるんだと言われることもございますので、あえてこの内規に明記をさせていただいたということでございます。

確かに予算決算委員会理事会内規、決算審査、当初予算審査をどういう段取りでするんやというのを事前に打合せしたりしますので、別に公開にしても特にそんな非公開にするような内容を議論しておるわけではございませんので、問題はないと思うんですが、ただ、意見を集約するときの会議なんかですと、時間もない中で、場所もない中で、ちょっと少し公開には不向きかなというそういう感じで今まで来ております。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 非公開にしていることによって、何らかの不都合が生じるということがないと、今までやってきた中でね。だから、別に不都合があるとか非公開にしないと議論がちゃんとできないというようなことは起こっていないので、その点においては非公開でも別に構わないというふうには思いますけど、その辺の根拠を聞きたかったです。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） なければ、この4点について、4つの資料についてはよろしいでしょう

か。

(「はい」の声あり)

○部会長(森 美和子君) この要綱等につきましては、6月4日開催の議会改革推進会議で諮っていただくこととなっておりますので、ご了解ください。

渡邊局長。

○議会事務局長(渡邊靖文君) 先ほど服部委員からも意見いただきました表決の問題とか、少しその辺をちょっと整理しないと推進会議には案として、途中のままです出すのもどうかと思いますので、一旦、もう一回部会を開かせていただいて、多分本会議、一般質問のところでは推進会議は開けるんじゃないかと思いますので、案ですけど今その開会で推進会議を予定していますが、そこを部会にさせていただいて、議案質疑、一般質問の早く終わる日を見計らって推進会議に切り替えさせていただくということによろしいでしょうか。

○部会長(森 美和子君) じゃあ、そういう形で少し調整させていただきますので、お願いします。

2番目の議会の情報化について、もう新しいタブレットが配付されておりますが、そのことについて整理をして要綱とか申合せ、また利用に当たっての疑問点も議員のほうから出されておりますので、そのことも含めて事務局から説明をお願いします。

新山さん。

○議会事務局員(新山さおり君) それでは、議会の情報化ということでご説明をさせていただきます。

お手元にございます資料4のほうをご覧ください。

こちらは、検討課題36、議会の情報化についてのカルテでございます。

今年度、タブレット端末を更新するというところでこれまでご議論をいただきまして、令和2年10月に機種、iPad Pro 12.9のほうと、あと電子会議システムとしましてはSide Booksを導入することを決定いただき、更新に向けて準備を進めてまいりました。この令和3年4月30日にタブレット端末22台が納品されましたので、その旨を4ページのほうに追記をさせていただいております。

さらにその後、5月20日に皆さんにタブレット端末を配付させていただきましたので、併せて操作研修会のほう開催させていただきましたので、これも併せて追記をさせていただきました。

カルテに関しては以上でございます。

続きまして、資料4-1のほうをご覧ください。

こちらのほうが、亀山市議会のタブレット端末の使用に関する要綱でございます。平成28年3月にこちらの要綱を定めさせていただきましたので、今回、タブレット端末、あとシステム等が変わりますので改正をするということで、改正案のほうをお示ししております。

では、改正される部分が今朱書きになっておりますので、その部分だけ説明をさせていただきます。まず、第1条の目的のところでございます。

この要綱では、議会の情報伝達の迅速化とペーパーレス化を図って、効率的な議会活動と積極的な政務活動に資するために、タブレット端末を導入するに当たっての使用に際して必要な事項を定めおるものなのですが、今回導入したタブレット端末につきましては、もう通信機能は既に備わっておりますのでございますので、携帯型無線ルーターのほうは使用いたしませんので、括弧書きの部分につ

いては削除をいたします。

続きまして、タブレット端末の貸与等、第2条でございます。

こちらにつきましては、第1項ですけれども、議長からタブレット端末は各議員の方に貸与されるものでございますが、議会事務局職員についてもタブレット端末を使用させていただきますことから、赤字のところ、及び議長が指定する議会事務局の職員という文言を追記しております。

続きまして、タブレット端末の管理、第3条でございます。

こちらにつきましては、直接的には使用をしていただく使用者がふだんは管理をしていただくということになるんですけれども、タブレット端末にパスワードのほうを設定させていただいておまして、今回、変更ができないということですので、変更しようとするときは議会事務局に申し出ることとするという部分を削除させていただき、その前段に文章を追加させていただきました。第2項、使用者は、タブレット端末に設定されているパスワードを適正に管理しなければならないという条項にさせていただいております。

続きまして第4項でございます。

使用者は、タブレット端末のソフトを含むという記載になっておりましたが、全てのソフトウェアを含むということで、ちょっと表記を修正しております。また、改造を行ってはならないとなっておりますけれども、併せて、及び動作環境の変更を行ってはならないと追記をさせていただきました。

続きまして、タブレット端末の用途と今回させていただきましたが、第4条でございます。

こちらが、要綱の名称と同じ表現になっておりましたので、今回改めさせていただきました。タブレット端末の用途とさせていただきました。

次のページをご覧ください。

第6条でございます。

遵守事項でございますが、第1項第2号でございます。こちらは追記をしてございます。個人情報など秘匿することが必要な情報の取扱いに留意することといたしました。

続きまして、第8条、事故があった場合の対応等、こちら第3項のほうに追記をしておまして、次に掲げる場合におけるタブレット端末の修理等に要する費用は、当該使用者が負担するものとする。ただし、タブレット端末の修理等に係る保険が適用される場合はこの限りではないということを追記しております。今回、契約させていただきましたタブレット端末なんですけれども、保険のほうがございますので、そちらで補償がされる場合はこの限りではないということを追記させていただいております。

要綱に関しましては、改正部分は以上でございます。

続きまして、申合せのほうも一緒に説明をさせていただきます。

では、資料4-2、亀山市議会タブレット端末の使用に係る申合せのほうをご覧くださいと思います。

こちらに関しましては、要綱を基に細かい端末の使用に係る申合せを明記しておりました。ただ、今回、端末も変わりました会議システムのほうも変更しておりますので、見ていただきますと、見え消しの分と改正後全文というのをご用意してございますが、かなり朱書きの部分が多くなっております。ちょっと見ていただくのに見にくいかと思われましたので、改正後の全文のほうをご用意させていただきました。

では、改正部分についてだけ説明をさせていただきます。

2番のタブレット端末の設定でございます。

こちら、議会事務局へ貸与することが入っておりませんでしたので、追記をさせていただいております。あとは、今回、サーフェスのほうからiPad Proのほうに変更しておりますので、こういったマイクロソフトアカウントなど今回該当しませんので、全て、ただし書以降削除させていただきました。こちら、議員及び議会事務局へ貸与するタブレット端末の設定については、議会事務局で管理するものとするという記載にしております。

次に3番、タブレット端末の取扱い、こちらにつきましては、5番のところの盗難という部分を追記させていただいております。

続きまして、4. 使用するアプリケーションソフトウェアということで、こちらは正しい表現のほうに修正をさせていただいております。

続きまして、5番、会議における使用、こちらは以前はタブレット端末の使用という表記でしたが、こちら申合せの名称と同じになりますので、今回改めさせていただいております。あと、こちらのほうには、代表者会議、秘密会において使用しないという表記でしたけれども、明確に記載が必要であるかと考えまして、会派代表者会議、亀山市議会危機管理対策本部、予算決算委員会理事会等、以下秘密会というという記載を追記いたしました。

続きまして、6番、タブレット端末の使用範囲、こちらは、端末という言葉の表記を入れさせていただき、必要な部分を追記、あと不要である部分、細かいどういったものを使用できるかという部分を今回削除させていただきました。タブレット端末は、議会活動及び政務活動において使用するものとし、個人的に使用してはならないという表記にいたしまして、こちらは、めくっていただきますと11番に個人的使用の禁止というのが以前はございましたが、こちらと合わせて6のほうに表記をさせていただきます。

続きまして、7. 亀山市電子会議システムの使用と閲覧できる資料ということで、今までは、One Driveを活用しての資料閲覧をしていましたので、クラウドサーバーという表記になっておりましたが、今回システムを使いますので、システム名のほうへ改めさせていただいております。こちらちょっとたくさん変更追記、削除をしておりますので、読ませていただきます。亀山市電子会議システム（以下「会議システム」という。）を活用して、会議の資料等の情報共有を行う。会議システムは、秘密会以外に提出される全ての資料を閲覧できる。括弧で、総務課法務グループ及び議会事務局において、全てのデータをPDF化して会議システムへアップロードするという表記にいたしました。今回、共有でSide Booksという会議システムを使いますので、執行部のほうからも事務局のほうからもデータをそちらへアップロードすることになりますので、こういった表記にさせていただきます。

その後、確認事項として、今まで4点上げさせていただいておりますが、今回、不要な部分、クラウドの関係ですとかそういった部分を全部削除させていただきましたので、全部で3点の確認事項となっております。こちらは、（1）会議システムに会議資料をアップロードした場合は、関係議員へ議会事務局よりタブレットメール及び携帯メールに連絡をする。（2）秘密会の資料等については、会議システムにアップロードしない。（3）会議システムについては、当該年を含め4年分のデータを保存するというにいたしました。

続きまして、8番は、前回使用するワイヤレスネットワークについてとありましたけれども、今回は、通信機能も備わっておりますし、あと、Wi-Fiの設定も、庁内もしておるんですけれども執行部のほうでしていただいておりますので、こちらの表記は削除しております。

続きまして、電子メールの活用ということで8、こちらはちょっと番号のほうが繰り上がっております。こちらにつきましても、必要な部分の追記、削除を行いまして、メールアドレスは議長から付与されたアドレスを使用することとし、取扱いについては使用者の責任において慎重に行うこととする。また、電子メールの活用範囲は次の各号に掲げる範囲とする。なお、議会事務局がタブレット端末にメールを送付した際には、関係議員へ携帯メールに連絡するとしております。

どういったものに活用するかということで、1から4まで記載をさせていただいております、議会事務局からの開催通知、あと議会事務局からの資料データの送付、あと議員間での使用、あと市民等との情報交換、こちらは個人的使用は除くということで、前回と変更箇所は追記をただけでございます。

あとは、米印で記載がありましたメールアドレスの取扱いについての記載については、この辺は不要ということで削除をさせていただきました。

続きまして、9. 外部への情報発信ということで、前はSNSの使用についてという記載でしたが、会議中におけるソーシャルネットワークサービス等外部への発信は禁止とするという表記に変更させていただきました。

続きまして、11. は削除をさせていただきましたので、次、10の会議での情報検索、こちら番号が繰り上がっております、情報検索について制限を設けないが、会議の目的以外で使用してはならないという表記に変更させていただきました。

続きまして、11. 通信費、こちらにつきましても、今までは1,000円を政務活動費よりご負担していただいておりますけれども、今回、通信費用のほうの変更もございますので、政務活動費から2,000円を支出するというので、次の表記といたしました。タブレット端末は議会活動、政務活動で使用するから、通信費は議会費通信運搬費及び政務活動費から支出することとする。なお、通信費は、令和3年5月から政務活動費より2,000円、残りを議会費通信運搬費より支出することとするいたしました。

続きまして12. 情報漏えい、こちらにつきましても、表記が1から9まで以前はございましたけれども、こちらの事務局のほうで管理できるものもございますので、不要であるものについては今回削除をさせていただき、表記の統一等で追記が必要なものなどは入れさせてもらっております。

(1) 不明なサイトにアクセスしない、(2) 不明なアドレスからのメールは開かない、(3) 盗難・紛失に注意する、(4) セキュリティー保護されていないワイヤレスネットワークに接続しない、(5) 個人情報の取扱いには十分に注意するといたしました。

あと、以前にはございました15番、16番については、要綱のほうにもう記載がございますので、重複するというので今回全て削除をいたしました。

申合せについては以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） 要綱・申合せについて説明申し上げましたが、今回、機器を変更したことによって管理者を設定させていただいておりますので、その管理についてご説明を申し上げて、

あとご審議賜りたいというふうに考えております。

資料4-3をご覧ください。

タブレット端末の管理についてでございます。

この1番から参りますが、管理の趣旨でございます。

この要綱と申合せ、改正の案を示させてもらっておりますが、その中でも、申合せの2番にタブレット端末の設定においては、議員及び議会事務局へ貸与するタブレット端末の設定については、議会事務局で管理するものとする。そして6番には、タブレットの使用範囲ということの中で、議会活動及び政務活動において使用するものとし、個人的に使用してはならないというふうな案を今お示しさせてもらっております。この規定からですけれども、貸与するタブレット端末は、使用者、議員も議会事務局もですけれども、使用者が安全に利用するために必要な設定を行ってまいりたいというふうな考え方をしております。

2番の管理する主な目的ですが、まず1番としまして、端末紛失時の情報漏えいの防止がございませぬ。端末を紛失した場合にリモートロックを行い、データの初期化対応ができますので、こういうことを防止していきたいと思っております。

(2)として不要なアプリの利用制限でございます。議会活動及び政務活動の範囲で使用するアプリのみに利用制限できるという管理の目的でございます。

3つ目、デバイスの一括管理です。各端末に必要なアプリを一括でインストールできます。また、外部機器、SDカード、USB等でございますが、この接続を制限することも可能となります。例えばiOSと申しますけれども、定期的にバージョンアップされてきますが、管理者のほうから全22台ありますけれども一斉にアップデートしたりとかそういうことも可能になってまいります。それをするための管理用ソフトについてご説明申し上げているのが3番でございます。

3の1、どんなソフトウェアを使うのかと申しますと、KDDIのスマートモバイルセキュアマネージャーというふうなソフトウェアを使って管理をさせていただきたいと思っております。

2番目に主に設定できる内容、3番目に管理できない内容というふうに少し列記させていただきました。それぞれの項目に四角をつけてありますが、四角にチェックがついてあるのが、現在配付させていただいているiPadに既に設定済みのことでございます。2番の最初から少し申し上げます。アプリ内の課金行為の禁止、これが管理できますが既に禁止となるように設定してあります。ソフトウェア構成の変更禁止、端末のリモートロック、データの初期化。裏面へ行っていただきまして、許可されていないアプリのインストールの禁止、これらが管理できてまいります。繰り返しますが、チェックが入っているものが現在配付したiPadに設定されておるものです。四角だけのものについては設定されておりませぬので、利用できるというふうな形になっております。

逆に、管理できない内容というのが(3)です。

個別に管理されているアプリの内容、例えばこの場でアプリケーションを入れたいというお申出に対して判断いただいて入れるとなった場合ですけれども、そのアプリケーションの内容を管理者が中を見に行くということとはできないことでございます。さらに、ウェブの閲覧履歴、グーグル、ヤフー等々で検索あるかと思えますけれども、どなたが何を検索したかというものは見れません。個人のiCloud上のデータ、メールでのやり取りの内容、アプリの利用履歴、ここのことにつきましては、管理者が見ることはできません。もう少し平たく言えば、端末そのものの管理ができる、そこ

に限定して管理をさせていただくというふうなものです。動かすもの、アプリケーションであったりそういうものについては管理できません。ワード、エクセル等々もそうです。中身を見たりすることもできません。

4番で最後ですが、管理者の対応といたしまして、事務局職員は、職員として高い倫理観を持ち、モラルを持ちまして個人のプライバシーに配慮した対応を行います。管理者としての権限がありますので、それを濫用するようなことがない、本当に個人情報に配慮する、プライバシーに配慮する、そういう高い倫理観を持って管理者として務めさせていただきたいと考えております。さらに、管理者用のIDとパスワードですが、これが人に知られてしまうとそれこそ大変なことになりますので、事務局内でむやみに共有することのないよう配慮しながら、明確に管理者のIDとパスワードを管理していきたいと考えております。この管理者を設けながらタブレット端末を運用してまいりますので、その要綱、申合せにつきましても、管理者がおるということを大前提の中でご議論賜りたいというふうなことでございます。

私からの説明は以上でございます。お願いいたします。

○部会長（森 美和子君） 今説明のありましたタブレットの使用に関する要綱と申合せ、これはちょっといろいろと変わっていきましましたので整理をさせていただきました。それから今、課長から説明がありました端末の管理については、私もSide Booksをシステムとして今回入れるということで、その管理を事務局が一括で管理していくという理解でいたんですけど、このiPadの機器も管理ができるというか、管理者という形で事務局はなっているということで、いろいろと議員のほうからご質問等、疑問に思うことを事務局のほうに伝えていただいておりますので、少し整理をさせていただき、今課長がおっしゃっていただいたこの一覧表にまとめさせていただきました。

今の説明で分からないこと、また何かありましたら言ってください。

森委員。

○部会員（森 英之君） タブレット端末の管理についての資料4-3の、3番の管理できない内容に、個別に管理されているアプリの内容とあるんですけど、逆に、既に入っているアプリに関しては管理できるということになるという、そういったことになるんでしょうか。ちょっとそこだけ確認をさせていただきます。

○部会長（森 美和子君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） アプリケーションそのものに対しての管理でございます。表現が少し誤解を招いてしまいました。申し訳ございません。既に入っておるアプリケーションも、今後必要と認めていただいて入れるアプリケーションについても、その中身を管理者が見たり操作云々をしたりということはできません。

○部会長（森 美和子君） あと、どうですか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） すみません。大体いろいろとざっと読ませてもうて、いろいろ整理していただいたんだなあというのは分かる。事務局が管理していただくことで、このタブレット端末とかにありがちな分かりにくさが結構それで解消されるのかなあということで、このアプリケーションを自分で入れる、入れない云々の話も、こういうのを入れたいというんやったら事務局が逆に入れてくれるんかとかね。

あともう一つ、保険の関係の問題で結構重過失ってあるんですけども、何が重過失なのかというのが結構分からん部分がありますので、ちょっとその辺も保険のほうを調べておいていただければなということですね。正直、盗難は対象にならないとかありますけれども、逆を言うたら自腹切っても盗難保険かけたいわという人もおるかも分からへんし、その辺契約がどうなっておるかとかね。

あと、重過失にも関係してくるのかも分かりませんが、大体こういうのって中のアプリケーション以上にペンの扱いとか充電器の扱いとか、その辺が割と分かりにくい部分があって、知らん人らには。今これ多分充電器はタイプCなので、ほかの充電器も使えるわけですね。ただ、ほかの充電器を使う場合に、故障するからやめてくれというようなこともありますし、例えばそれも重過失に当たるんとか、そんな話もありますんで、その辺のハード的な部分もちょっと調べておいていただきたいなと思います。以上です。

○部会長（森 美和子君） また調べて、次のときにまた言ってください。

あといいですか。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） 申合せのほうなんですけど、通信費、これ月額2,000円でよかったですか。表記がなかったもので。

○部会長（森 美和子君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） 月額、政務活動費からは2,000円です。政務活動費から2,000円、残りを議会費の通信運搬費のほうから支出すると。合算して払うという形になります。

○部会長（森 美和子君） いいですか。

すみません。ちょっと今日、内容があまりにもたくさんありまして全てできませんが、6月4日の開会日の後に検討部会をもう一度開催をさせていただき、先ほど出されました意見も含めて、またご議論いただきたいと思いますので、今日はこの程度にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 以上で議会改革推進会議検討部会を終了します。ありがとうございました。

午後0時04分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 5 月 28 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子